

宇治市公立学校施設整備計画について

国の「三位一体の改革」に基づき、義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部が改正(平成18年4月1日施行)され、改築や補強、大規模改造等の耐震関連経費を中心に、従来の補助金制度に替わり、『安全・安心な学校づくりの交付金』が創設されました。

同交付金を受けるに当たっては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号、以下「法律」という。)第十二条第2項に基づき、国の施設整備基本計画に即して、宇治市が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画の作成が義務付けられています。

このため、平成15～17年度に実施しました学校施設等の第一次耐震診断の結果をふまえて本施設整備計画を策定し、平成18年度に現行の耐震基準に満たない施設を保有する25小中学校(小学校18校、中学校7校)を対象に、より詳細な内容の第二次耐震診断を実施しました。

現在、耐震性を確保する整備 防犯対策など安全性を確保する整備 教育環境の質的な向上を図る整備 教育環境の充実を図る整備を計画に基づき進めております。

なお、本計画については、法律第十二条第4項において、公表及び文部科学大臣への提出が義務付けられています。